

広報きたあきた広告掲載要領

令和3年6月29日北秋田市総合政策課

1. 目的

この要領は、北秋田市広告掲載要綱第14条に基づき、北秋田市が発行する広報きたあきたへの広告掲載に関する必要な事項を定めるものです。

2. 広告媒体の種類

(1) 名称

広報きたあきた

(2) 発行部数

令和2年1月から12月までの実績（ひと月あたり）

- ・市民への配布数・・・・・・・・・・13,500件
- ・市内外事業所等への配布数・・・・・・・・123件
- ・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・52件

3. 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

広報きたあきたの裏表紙とお知らせページ

(2) 広告掲載位置

裏表紙の場合は全面（分割可）、お知らせページの場合は下段部分

(3) 募集枠数

裏表紙の場合は最大4枠、お知らせページの場合は2枠

※裏表紙を4枠に分割した場合、1事業所につき最大2枠まで使用できます。

(4) 広告の規格

【裏表紙】

- ①サイズ・・・縦130mm×横85mm（1枠時）、縦130mm×横174mm（2枠時）
- ②色・・・フルカラー

【中ページ】

- ①サイズ・・・縦56mm×横174mm
- ②色・・・黒色と市の指定する2色刷（3月～5月青色<DIC279>）
（6月～8月緑色<DIC215>）
（9月～11月紫色<DIC150>）
（12月～2月赤色<DIC2485>）

※市の指定する2色は変更になる場合があります。

【共通事項】

①広告の枠内上部に必ず、「**広告**」と表示すること

②画像等の作成においては、広報きたあきた広告表現基準を遵守してください

(5) 掲載可能な広告等の範囲

広告を掲載することができる者、広告の内容などは、北秋田市の広告掲載に関する基準（以下「掲載基準」という。）の規定に準ずるものとします。

(6) 広告代理店への販売

市が募集する広告枠は、広告原稿作成を行う広告代理店（以下「広告代理店」）に広告枠を販売できるものとします。

(7) 広告掲載料

広告掲載料は、市で広報紙の作成経費や類似広告の市場価格を勘案し、その都度定める金額とします。ただし、広告代理店へ広告枠を販売した場合は、広告代理店が別途定めた額とします。

(8) 市ウェブサイトへの掲載

広告が掲載された広報は市ウェブサイトに掲載し、閲覧可能な状態にします。

4. 申込み方法

(1) 広告掲載の申し込み

広報きたあきたへの広告掲載希望者（以下「広告主」）は、「広報きたあきた広告掲載申込書（様式1号）」に必要事項を記入し、下記の申し込み先まで提出してください。

なお、電子メールを用いた申し込みの場合においては、様式1号と同様の内容を記載したものであれば受け付けるものとします。

ただし、広告代理店へ広告枠を販売した場合は、広告代理店に直接申し込みください。広告代理店は、広告主から掲載希望の申し込みがあった場合には、上の例に従い、市へ「広報きたあきた広告掲載申込書」を提出してください。

【提出物】

- ・ 広報きたあきた掲載申込書
- ・ 広告画像等のデータ（完全原稿）

※広告主の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）や、資格又は免許を必要とする業種にあつてはそれを証明する書類の写し等を求める場合があります。

【申込み先】

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

北秋田市総務部総合政策課広報係

電話番号：0186-62-6608

電子メールアドレス：kouhou@city.kitaakita.akita.jp

5. 広告の選定方法及び掲載手続

(1) 選定方法

選定は、掲載基準等に従って内容を審査し、広告掲載の可否を決定します。

(2) 掲載手続

広告掲載の可否を「広報きたあきた広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式2号）」にて通知しますので、承認の場合は、同封又は後日送付する「納入通知書（請求書）」により、指定する日までに広告掲載料を納付してください。

6. 掲載広告の変更・取消し

(1) 市は、広告の内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告代理店及び広告主に対して広告の内容等の変更を求めることがあります。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、広告代理店及び広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことがあります。

①指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

②指定する期日までに広告画像等のデータが提出されないとき

③上記(1)の規定による広告内容の変更が行われないうとき

④広告の内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

⑤その他、広報きたあきたへの広告掲載が適切でないと判断したとき

7. 広告掲載料の返還

(1) 広告代理店及び広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を全額還付します。

8. 広告代理店及び広告主の責務

(1) 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。

(2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとします。

(3) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとします。

(4) 広告代理店及び広告主は、広告の内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触するものであるときは、速やかに市へ報告するものとします。

(5) 広告主は、責任の所在を明らかにするために、広告主の氏名又は法人名並びに所在

地及び連絡先を広告内に記載するものとします。

9. その他

- (1) この要領に定めるもののほか、広報きたあきたへの広告掲載に関して必要な事項は
広報きたあきた広告表現基準の規定を適用します。
- (2) その他、広告掲載に関しては本市の指示に従ってください。

様式1号

広報きたあきた広告掲載申込書

令和 年 月 日

北秋田市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

広報きたあきたに広告を掲載したいので、次のとおり申込みます。

申込みにあたっては、北秋田市広告掲載要綱及び北秋田市の広告掲載に関する基準並びに広報きたあきた広告掲載要領等の規定を遵守します。

広告掲載希望		令和 年 月号			
掲載希望ページ		裏表紙 ・ お知らせ			
広告主	住 所				
	企業名				
	連絡先	TEL		FAX	
	E-mail				
広告掲載イメージ					
備 考					

注) 当該事業の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）を求める場合があります。資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し等を求める場合があります。

様式2号

令和 年 月 日

様

北秋田市長

広報きたあきた広告掲載承認（不承認）決定通知書

令和 年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載の可否について、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 承認の可否	
2. 不可の場合その理由	
3. 掲載年月、掲載場所	令和 年 月号、裏表紙・お知らせ
4. 広告掲載料	
5. 掲載料の納付期限	
6. 掲載条件	北秋田市広告掲載要綱及び北秋田市の広告掲載に関する基 準並びに広報きたあきた広告掲載要領等に従うこと。
7. その他	